

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年三月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年二月二十二日

指令川建セ第〇二〇一二二号

二 検査済証番号

令和四年三月十日

川建セ第〇三〇二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南千三百六番、千三百二十二番、千三百二十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市西区大字峰岸三十八番地の六

辰巳設備工業 株式会社 代表取締役 茂木 勝彦